（大規模地震対策特別措置法の一部改正）

第十一条　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第八号中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第十条第一項中「、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず」を削り、「内閣府に」を「防災庁に、その組織を系統的に構成する行政機関として、」に改める。

第十一条第六項第三号を次のように改める。

三　防災庁の事務次官

第十一条第六項第四号中「内閣府副大臣」を「防災副大臣」に改める。

第三十九条第一号中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

（国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部改正）

第十二条　国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表中「内閣府」を「内閣府　防災庁」に改める。

（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正）

第十三条　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第九号イ中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加える。

第五条第六項中「及びデジタル大臣」を「、デジタル大臣及び防災大臣」に改める。

（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正）

第十四条　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「令和三年法律第三十六号」の下に「）第七条第三項、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号」を、「デジタル庁設置法第七条第五項」の下に「、防災庁設置法第七条第五項」を、「機関、デジタル庁」の下に「、防災庁」を加える。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律及び科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部改正）

第十五条　次に掲げる法律の規定中「第十六条第二項」の下に「、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十五条」を加える。

一　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第二条第一号イ

二　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項第一号

（環境影響評価法の一部改正）

第十六条　環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項中「災害復旧」を「復旧復興（災害の復旧に限る。）」に改める。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十七条　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「内閣府」の下に「及び防災庁」を加え、同項第二号中「第四号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十五条の施設等機関で、政令で定めるもの

第二条第一項第三号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　防災庁（第六号の政令で定める施設等機関を除く。）

第三条中「前条第一項第四号及び第五号」を「前条第一項第五号から第七号まで」に改める。

（原子力災害対策特別措置法の一部改正）

第十八条　原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第五項中「の副大臣」の下に「（防災副大臣を含む。）」を加え、同条第七項第三号中「の大臣政務官」の下に「（防災大臣政務官を含む。）」を加える。

第二十八条第一項の表第二条第二号の項中

災害の	原子力災害の

を

災害からの	原子力災害からの

に改め、同表第四十条第二項第二号の項、第四十条第三項の項、第四十二条第二項第二号の項、第四十二条第三項の項、第四十九条第一項の項、第四十九条の二第一項の項及び第四十九条の三の項中「災害復旧」を「復旧復興」に改める。

（行政機関が行う政策の評価に関する法律の一部改正）

第十九条　行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たる防災庁

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正）

第二十条　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　中央防災会議は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画の修正、災害が国民の安全、国民生活及び国民経済に及ぼす影響についての科学的知見に基づく調査、予測及び評価の結果又は人口動態の変化、技術の進展その他の情勢の推移により必要が生じたときは、基本計画を変更しなければならない。

第五条第一項中「）は同条第九号」を「。第六条の二において同じ。）は同法第二条第九号」に改め、同条第二項中「市町村長」を「市町村長。第六条の二において「地方防災会議等」という。）」に改め、「協議会」の下に「（第六条の二において「石油コンビナート等防災本部等」という。）」を加える。

第六条の次に次の一条を加える。

（指定公共機関等への援助）

第六条の二　国は、指定公共機関、地方防災会議等及び石油コンビナート等防災本部等に対し、推進計画の策定及び円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

第八条第一項第九号中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第九条第六項中「内閣府」を「防災庁」に改める。

第十一条及び第十二条第八項ただし書中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第二十二条を第二十三条とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第二十二条　この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、防災庁令で定めるところにより、防災局の長に委任することができる。